

諏訪市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和 7 年 12 月文部科学省)の地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、中学生が将来にわたりスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、諏訪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第 2 条 地域クラブ活動が教育委員会の認定を受けるために満たすべき要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該活動が、学校における部活動が担ってきた教育的意義を継承及び発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることにより、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 活動の内容が、長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針、長野県地域クラブ活動推進ガイドライン及び諏訪市立部活動ガイドラインに準拠していること。
- (3) 地域クラブ活動の実施主体に所属する市内在住又は市内在学の生徒の人数が 50% 以上を占めること。ただし、特別な事由により教育委員会が適当と認める場合は、この限りでない。
- (4) 活動の拠点は、原則として市内とし、活動の拠点までの移動が生徒及び保護者の過度な負担とならないこと。
- (5) 実施主体において次に掲げる適切な活動時間及び休養日が設定されていること。この場合において、当該活動が合理的かつ効果的なものであること。
 - ア 活動時間は、平日は 1 日 2 時間程度以内とし、休日は 1 日 3 時間程度以内であること。
 - イ 週当たりの活動時間は、11 時間程度以内であること。
 - ウ 休養日は、週 2 日以上であること。
- (6) 当該活動は、営利を目的とした活動であってはならず、当該活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。この場合において、遠征等のために一時的に実費を徴収する場合及び教育委員会が特に必要と認めた場合を除き、教育委員会が別に定める額を超えて、参加費等を設定することができないものとする。
- (7) 地域クラブ活動の実施主体において、適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (8) 地域クラブ活動の実施主体の代表者、指導者その他の関係者は、教育委員会が開催する次に掲げる研修に参加していること。
 - ア 安全及び健康面への配慮並びに暴言、暴力その他の不適切な指導又はハラスメントの防止に関する研修
 - イ その他教育委員会が必要と認める研修

- (9) 地域クラブ活動の実施主体において、適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (10) 生徒、指導者その他の地域クラブ活動の実施主体に所属する者は、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入していること。
- (11) 地域クラブ活動の実施主体は、適切な運営体制を確保するために次のアからキまでに掲げる内容を含む規約（社会通念上適正であると認められるものに限る。）を作成し、公表していること。
 - ア 目的及び理念に関すること。
 - イ 役員（代表、副代表、会計、監事等をいう。）の選任及び解任に関すること。
 - ウ 総会の運営等、実施主体の意思決定に関すること。
 - エ 会員の入退会、参加費等に関すること。
 - オ 予算及び決算の審議並びに承認に関すること。
 - カ 組織及び規約の決定又は改正等の方法に関すること。
 - キ 会計報告、監査等の会計事務に関すること。
- (12) 生徒の活動内容又は活動実績について、当該生徒の所属する中学校と必要に応じた情報共有を行うなど、中学校等との連携が適切に図られていること。
- (13) その他教育委員会が必要と認める要件
（認定申請）

第 3 条 教育委員会の認定を受けようとする地域クラブ活動の実施主体（以下「申請者」という。）は、諏訪市地域クラブ活動認定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動の実施主体の規約及び会則
- (2) 諏訪市地域クラブ活動構成員名簿（様式第 2 号）
- (3) 諏訪市地域クラブ活動参加者名簿（様式第 3 号）
- (4) 諏訪市地域クラブ活動事業計画書（様式第 4 号）
- (5) 誓約書及び同意書（様式第 5 号）
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類
（認定手続）

第 4 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定地域クラブ活動として認定することの可否を決定し、諏訪市認定地域クラブ活動認定・不認定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。
（認定の有効期間）

第 5 条 認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定した日から当該日の属する年度の翌々年度末までとする。
（変更の届出）

第 6 条 認定地域クラブ活動は、認定を受けた後、申請内容のうち認定の要件に係る事項に変更が生じたときは、速やかに諏訪市認定地域クラブ活動変更届出書（様式第 7 号）により教育委員会に届け出なければならない。
（休止の届出）

第 7 条 認定地域クラブ活動は、活動を休止する場合は、速やかに諏訪市認定地域クラブ活動休止届出書（様式第 8 号）により、教育委員会に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第 8 条 認定地域クラブ活動は、活動を廃止しようとするときは、速やかに諏訪市認定地域クラブ活動廃止届（様式第 9 号）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定地域クラブ活動に対する指導、助言等)

第 9 条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の活動状況等を把握し、認定地域クラブ活動に対し、必要な指導、助言等を行うものとする。

(認定の取消し)

第 10 条 教育委員会は、認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により第 4 条の規定による認定を受けたとき。
- (2) 第 2 条に規定する認定の要件を満たさなくなったと認められる場合であって、前条による指導、助言等によっても改善を期待することができないとき。
- (3) その他教育委員会が認定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、諏訪市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第 10 号）により、認定地域クラブ活動に通知するものとする。

(危険負担)

第 11 条 認定地域クラブ活動の実施主体は、その責任において活動を行うものとし、その活動における事故及び紛争について、教育委員会に一切の責任は及ばないものとする。

2 認定地域クラブ活動により、第三者から教育委員会に対し損害賠償請求がなされた場合は、実施主体において解決に当たるものとする。

3 教育委員会が第三者に対し賠償責任を果たした場合に、教育委員会は、その賠償した範囲内において認定地域クラブ活動の実施主体に対して求償することができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、認定地域クラブ活動に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日において、現に部活動と同等の活動を行っている地域クラブ活動の実施主体であって、教育委員会により当該活動内容の確認を受けている実施主体は、この告示の規定により教育委員会の認定を受けたものとみなす。

様式第 1 号（第 3 条関係）

諏訪市地域クラブ活動認定申請書

（宛先）

諏訪市教育委員会

年 月 日

（申請者）住 所

地域クラブ活動の名称

ふりがな
代表者

連絡先(Tel) (e - mail)

諏訪市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和 8 年諏訪市教育委員会告示第 号）第 2 条の規定による認定の要件を確認し、地域クラブ活動の認定を申請します。

1	実施主体事務局 （問合せ先）	住 所 〒 氏 名 連絡先(Tel) (e - mail)
2	指導者数	指導者数 人 うち有資格者 人
3	活動（種目）名	
4	活動内容	
5	会員数	総会員数 人 うち中学生 男 人、女 人 うち諏訪市内在住・在学者の占める割合 %
6	募集対象	
7	活動場所 活動日時	
8	会費、用具費用 などの必要経費	会費 円/月 年間収入予定額 円 年間支出予定額 円

クラブ

氏 名		研修	有 無 予定
-----	--	----	--------

氏 名			
住 所			
連 絡 先	電話：	メールアドレス：	
役職・資格		研修	有 無 予定

氏 名			
住 所			
連 絡 先	電話：	メールアドレス：	
役職・資格		研修	有 無 予定

氏 名			
住 所			
連 絡 先	電話：	メールアドレス：	
役職・資格		研修	有 無 予定

氏 名			
住 所			
連 絡 先	電話：	メールアドレス：	
役職・資格		研修	有 無 予定

※役職名の後（代表者は、氏名の後）に保有資格があればその名称を次の例を参考に記載してください。

〔例：指導者 JSPO コーチ 1（バレーボール）〕

※市研修の欄には、教育委員会主催の研修会の受講の有無又は受講予定の該当箇所を囲んでください。

※役員の変更、資格取得等に伴う変更があった場合は、速やかにこの名簿を再提出してください。

※記入欄が不足する場合は、記入欄やページを追加し、提出していただいても構いません。

様式第 3 号（第 3 条関係）

令和 年度

諏訪市地域クラブ活動参加者名簿

クラブ

No.	氏 名	学年	所属校	No.	氏 名	学年	所属校
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

※参加者に変更（加入・脱退）があった場合は、速やかにこの名簿を再提出してください。

※クラブが作成した名簿で本様式に準じるものであれば、それを用いていただいても構いません。

諏訪市地域クラブ活動事業計画書

_____クラブ

1 週間スケジュール（活動を行わない曜日(休養日)には斜線をしてください。）

活動日	開始時間	終了時間	活動時間	活動場所
月曜日	：	：	時間	
火曜日	：	：	時間	
水曜日	：	：	時間	
木曜日	：	：	時間	
金曜日	：	：	時間	
土曜日	：	：	時間	
日曜日	：	：	時間	
1 週間の活動時間数			時間	

2 年間スケジュール(大会、遠征、合宿、練習試合、総会等予定しているものを可能な限り記載してください。)

月	活動内容等		活動内容等
4 月		10 月	
5 月		11 月	
6 月		12 月	
7 月		1 月	
8 月		2 月	
9 月		3 月	

3 収入支出予算書

(単位：円)

【収入の部】

科 目	金 額	説 明
計		

【支出の部】

科 目	金 額	説 明

様式第 5 号（第 3 条関係）

誓約書及び同意書

私は、

- ・ 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 暴力団あるいは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- ・ 過去に、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者
- ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者

※ なお、本誓約書署名時に同法第 2 条第 7 項第 6 号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと。）を、本誓約書をもって誓約いたします。

また、こども性暴力防止法に基づき、諏訪市教育委員会が私の犯罪事実確認（特定性犯罪の前科の有無について国に照会し確認すること）をすることについて同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

（自署）

第 号
年 月 日

地域クラブ活動の名称

代表者 様

諏訪市教育委員会

諏訪市認定地域クラブ活動認定・不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった諏訪市認定地域クラブ活動の認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 地域クラブ活動の名称

代 表 者

2 認定の可否

認定する。 不認定とする。

3 認定の場合の条件

4 不認定の場合の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、諏訪市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定(この決定について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、諏訪市を被告として(訴訟において諏訪市を代表する者は、諏訪市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第 7 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）

諏訪市教育委員会

住 所

認定地域クラブ活動名

代表者

連絡先(Tel)

(e-mail)

諏訪市認定地域クラブ活動変更届出書

年 月 日付けで認定地域クラブ活動の認定を受けた について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、諏訪市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 6 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 変更事項

3. 変更年月日

4. 変更内容 (新)
(旧)

5. 変更の理由

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）

諏訪市教育委員会

住 所

認定地域クラブ活動名

代表者

連絡先(Tel)

(e-mail)

諏訪市認定地域クラブ活動休止届出書

年 月 日付けで諏訪市認定地域クラブ活動の認定を受けた に
ついて、活動を休止するため、諏訪市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 7 条の規定によ
り、下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

様式第 9 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）

諏訪市教育委員会

住 所

認定地域クラブ活動名

代表者

連絡先(Tel) (e-mail)

諏訪市認定地域クラブ活動廃止届

年 月 日付けで諏訪市認定地域クラブ活動の認定を受けた に
ついて、諏訪市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 8 条の規定により、下記のとおり認定地域
クラブ活動の廃止を届け出ます。

記

1. 認定地域クラブ活動の名称
2. 認定地域クラブ活動の廃止の理由

様式第 10 号（第 10 条関係）

年 月 日

認定地域クラブ活動の名称
代表者 様

諏訪市教育委員会

諏訪市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで諏訪市認定地域クラブ活動として認定した について、下記の理由により認定を取り消すこととしましたので諏訪市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 10 条の規定により通知します。

記

1. 認定地域クラブ活動の名称
2. 認定を取消した理由